

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：74331

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330019

研究課題名(和文) 国連人権理事会の実効性～普遍的定期審査を中心に

研究課題名(英文) The Effectiveness of the United Nations Human Rights Council: a focus on the Universal Periodic Review

研究代表者

安藤 仁介(Ando, Nisuke)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・所長

研究者番号：20026777

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,300,000円、(間接経費) 3,390,000円

研究成果の概要(和文)：国連改革の一環として、2006年に創設された国連人権理事会は、4年のサイクルですべての国連加盟国の人権状況を審査する普遍的定期審査を導入した。本研究では、人権の普遍性と客観性を高めるために始まった普遍的定期審査の実態を検討し、審査が抱える問題にいかに対応すべきかに焦点を当てて制度の課題を抽出した。また、人権理事会がUPR制度の導入を決定した目的の一つには、国際人権基準実施のために各国の能力向上を図ることが挙げられる。そこで、本研究に参加する研究者がこれまで蓄積してきた自由権規約の国家報告書審査の分析の経験を基礎に、各国の能力向上に資する審査の在り方についても検討を行った。

研究成果の概要(英文)：The Human Rights Council, established in 2006 as a reform to improve the UN system for promotion and protection of human rights, introduced the Universal Periodic Review (UPR). The UPR would monitor human rights situations of all UN Member States in four-year cycle in order to enhance the universality and the objectivity of human rights protection. This research has focused on examining the effectiveness of the UPR. In addition, considering that one of the aims of the UPR is to help to increase the ability of each Member State for implementing international human rights standards, this research also analyzes specific ways of improving such ability.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法学 国際人権法 国連人権理事会 普遍的定期審査 作業部会 勧告

1. 研究開始当初の背景

(1) 普遍的定期審査 (Universal Periodic Review: UPR) の在り方については、2009年9月の国連人権理事会で一般討議が行われ、審査に参加する国の平等参加の確保が西側諸国の多くから指摘されるなど、各国の関心を集めている。しかし、国連人権理事会でUPRという制度が始まったことについての一般的解説はなされているものの、その実態についての研究はもちろん、すでに露呈しているその問題点についての研究は、国内はもとより、世界的にもほとんどなされていない。本研究では、本研究期間内にすべての国のUPRが完了することを視野に入れて、UPRの実態を明らかにするとともに、人権理事会の制度構築決議(5/1)で謳われている原則と目的の実現に向け、UPRが抱える問題点の解明とその克服について共同研究を行うものである。

(2) 本研究期間内に、国連加盟国192カ国のすべての普遍的定期審査が終了する予定である。審査の基礎となる文書は、被審査国が提出した報告書(20頁以内)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成する被審査国の人権状況に関する報告書(10頁以内)及びOHCHRによってまとめられるNGOなどから提出された情報の要約(10頁以内)である。これは、条約機関による政府報告書審査に提出される報告書と比較すると、きわめて簡潔なものになっている。本研究では、192カ国の国連加盟国のうち、特に人権状況に課題のある国に関する審査を中心に検証し、被審査国の人権状況の審査に必要とされる情報が含まれているかどうかをまず検証する。

2. 研究の目的

(1) 国連人権理事会では、1年間に48カ国のペースで審査を進めている。UPRの作業部会は1年間に3回開催されるので、1回の会期(10日間)に16カ国の審査を行い、1日2カ国、1カ国に3時間が割り当てられている。審査にあたっては、被審査国の持ち時間が1時間(冒頭発言に30分、各国からの質問への回答とまとめの発言に30分)で、残りの2時間が理事国やオブザーバー国(理事国でない国連加盟国)の発言時間となる。なお、発言時間は、理事国は3分間、オブザーバー国は2分間である。NGOは、傍聴はできても発言は許されない。理事国40カ国が発言すれば時間切れとなる。

そのため、人権状況に不安を抱える国であればあるほど、友好国だけが発言国となる傾向があり、審査においてその国の人権状況の改善につながるような発言が出にくいという状況が生まれている。こうした背景から、先の人権理事会では、審査に参加する国の平等性が指摘されることとなった。本研究は、具体的かつ個別的な形で192カ国の審査の実

態を解明し、こうしたUPRが抱える問題にいかに対応すべきか、制度の課題を抽出することをその目的としている。

(2) 国連人権理事会がUPR制度の導入を決定した目的の一つに、途上国などを中心として、人権基準実施のための各国の能力向上を図ることが挙げられる。研究分担者がこれまで蓄積してきた自由権規約の政府報告書審査の分析の経験を基礎に、各国の能力向上に資する審査の在り方について検討することも本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 本研究分担者の多くは、平成15年度から平成17年度にかけて基盤研究B(1)で行った「多文化社会における国際人権規約B規約のフォローアップに関する体系的研究」、さらに平成19年度から平成21年度にかけて基盤研究B(1)で行った「国際人権規約B規約の政府報告フォローアップの展開と課題」に参加しており、自由権規約に関連する各国の人権状況について共有している知見を基礎に、個々の国家の人権状況について深く分析し研究を推進する能力を有している。

とりわけ本研究には、自由権規約委員会の委員として20年余の経験を有し、国連の人権システムに精通している安藤仁介が研究代表者として参加することに加え、現在、自由権規約委員会の委員長を務めている岩沢雄司や、国連人権理事会のシンクタンクとして創設された諮問委員会(18人の個人資格の委員会)の委員を務めている坂元茂樹が参加しており、実態を正確に捉え分析することが可能である。

そのほか、薬師寺公夫、北村泰三、小畑郁など日本を代表する国際人権法の研究者が研究分担者として参加しており、分析対象は192カ国という膨大な数ではあるが、地域別に分担し、分析する体制の構築が可能な陣容となっている。

(2) 平成22年度は、2009年9月に人権理事会で行われたUPRに関する一般討議を分析した上で、UPRへの公平な参加の確保という西側諸国の主張が出てくる背景や、その他、何が各国によって問題として認識されているかを探り、2008年の第1会期から2009年の第4会期に行われた64カ国のUPRの実態を検討すべく、地域別分担者が順次報告を行った。

(3) 平成23年度は、2009年の第5会期から2010年の第8会期に行われた64カ国のUPRの実態を検討すべく、地域別分担者に順次報告してもらうとともに、地域別の特徴を抽出した。同時に、UPRに期待される、人権を守ることがどの当事者にとっても長期的にはそれぞれの利益につながるという共通の認

識の醸成ができていないかどうか、また、非難や強制ではなく理解と説得を促す信頼関係の樹立に資するように運用されているかという観点から評価を行った。

(4) 平成 24 年度は、2010 年の第 9 会期から 2011 年の第 12 会期に行われた 64 カ国の UPR の実態を検討すべく、地域別分担者が順次報告を行い、地域別の特徴を抽出した。同時に、国連加盟国 192 カ国のうち特に人権状況に問題のある国すべてについて UPR の分析を終え、国連人権理事会制度構築決議で示されている「客観的で、透明、非選別的、建設的、非敵対的かつ政治化されていない方法で進められる」という UPR の基本理念が達成されているかどうかという点について研究課題のまとめの作業を行った。

(5) 平成 25 年度は、過去 3 年間の成果を踏まえ、旧人権委員会に向けられていた批判、すなわち、特定国の人権状況について、政治的配慮から非難決議を採択したり、またその反対に、深刻な人権状況であるにもかかわらず、なんらの決議も採択しなかったりという、いわゆる「政治化」、並びに、対象国によって異なる判定基準を使うという「二重基準（ダブル・スタンダード）の適用」という問題を、国連人権理事会設置の際に改革の目玉として導入された UPR を通じて、同理事会が克服できたかどうかについて検討を行った。

これらの成果を踏まえつつ、人権の普遍性について疑念を呈する国も存在するアジアの国々の研究者を招き、UPR についての国際シンポジウムを開催した。最後に、これらの成果を公刊物にすべく総括的な分析をおこない、研究の基本作業を終えた。

4. 研究成果

(1) 平成 22 年度から平成 25 年度の 4 年間にわたり、共同研究会において、普遍的定期審査に関する報告・検討を行った。研究会で扱った国と報告担当者は以下の通りである。

平成 22 年度

- 1) 日本（6 月 20 日：薬師寺公夫）
- 2) 中国（7 月 25 日：坂元茂樹）
- 3) フランス（10 月 31 日：西井正弘）
- 4) アルゼンチン（10 月 31 日：初川満）
- 5) サウジアラビア（12 月 5 日：薬師寺公夫）
- 6) カナダ（2 月 20 日：阿部浩己）
- 7) マレーシア（3 月 20 日：金東勲）

平成 23 年度

- 1) 英国（4 月 24 日：前田直子）
- 2) 北朝鮮（4 月 24 日：中井伊都子）
- 3) インドネシア（5 月 29 日：金東勲）
- 4) 米国（6 月 26 日：西井正弘）
- 5) ミャンマー（7 月 24 日：安藤仁介）
- 6) スリランカ（9 月 25 日：薬師寺公夫）

- 7) 韓国（9 月 25 日：金東勲）
- 8) 南アフリカ（10 月 23 日：小畑郁）
- 9) セルビア（10 月 23 日：徳川信治）
- 10) ブラジル（11 月 20 日：村上正直）
- 11) リビア（11 月 20 日：前田直子）
- 12) ブータン（1 月 22 日：阿部浩己）
- 13) キューバ（1 月 22 日：北村泰三）
- 14) カザフスタン（2 月 26 日：金東勲）
- 15) イラン（2 月 26 日：中井伊都子）

平成 24 年度

- 1) スーダン（5 月 27 日：前田直子）
- 2) バングラデシュ（5 月 27 日：金東勲）
- 3) ベネズエラ（6 月 24 日：村上正直）
- 4) エジプト（7 月 22 日：西井正弘）
- 5) インド（7 月 22 日：薬師寺公夫）
- 6) インドネシア（10 月 28 日：金東勲）
- 7) ブルネイ（10 月 28 日：徳川信治）
- 8) チュニジア（11 月 18 日：北村泰三）
- 9) 南アフリカ（11 月 18 日：小畑郁）
- 10) ポーランド（12 月 23 日：前田直子）
- 11) ソマリア（2 月 3 日：阿部浩己）
- 12) アフガニスタン（2 月 3 日：初川満）
- 13) ジンバブエ（3 月 17 日：中井伊都子）
- 14) ロシア（3 月 17 日：西井正弘）

平成 25 年度

- 1) バーレーン（4 月 28 日：坂元茂樹）
- 2) ブラジル（5 月 12 日：村上正直）
- 3) 日本（7 月 7 日：薬師寺公夫）
- 4) ボリビア（7 月 7 日：徳川信治）
- 5) チュニジア（7 月 28 日：北村泰三）
- 6) ウズベキスタン（7 月 28 日：小畑郁）
- 7) 英国（9 月 29 日：前田直子）
- 8) フランス（11 月 17 日：西井正弘）
- 9) 韓国（11 月 17 日：村上正直）
- 10) カナダ（12 月 21 日：阿部浩己）
- 11) セルビア（2 月 23 日：徳川信治）
- 12) マレーシア（3 月 30 日：中井伊都子）

(2) 外部の研究者及び実務家を招聘し、国際人権保障上の課題及び UPR の実効性について意見交換を行った。特に、平成 24 年 4 月 2 日開催の国際シンポジウム（下記）では、国連の UPR 担当職員を招聘して UPR の現状と課題について討論が行われており、本研究の中間報告と位置づけられる。

欧州人権裁判所前判事との共同研究会
（平成 22 年 10 月 16 日開催）
報告：ヨーロッパ人権裁判所と各国最高裁判所における国際法と EC 法（ゲオルグ・レス（欧州人権裁判所前判事））

国際シンポジウム「国連人権理事会における普遍的定期審査の可能性と限界」
（平成 24 年 4 月 2 日開催）
・司会及び討議者：安藤仁介
・報告及びコメント
1) 普遍的定期審査の可能性と限界（小畑郁）

- 2) 普遍的定期審査に関する共同研究の現状と成果 (坂元茂樹)
- 3) 普遍的定期審査と日本 (薬師寺公夫)
- 4) 普遍的定期審査の現状と課題 - 国連の現場から - (クリストフ・ペシュ(国連人権高等弁務官事務所普遍的定期審査チーム部長))

東京入国管理局高官との共同研究会
(平成 25 年 2 月 2 日開催)
報告: 改正入管法について (君塚宏 (東京入国管理局第一次長))

- 北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの共同研究会 (平成 25 年 11 月 5 日開催)
- 1) 先住民を含む少数民族の人権 (安藤仁介)
 - 2) アイヌ政策の現況とその考え方 (常本照樹 (北海道大学法学研究科教授))
 - 3) 合衆国におけるハワイ先住民の法的地位 (落合研一 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター助教))

(3) 本研究で得られた成果から、UPR は主要人権条約を締結していない国、または締約国であるが条約履行監視機関による審査に協力的でない国についても、審査を通して人権保障を促す画期的な制度であることが確認された。また、第一回審査で被審査国が受諾しなかった勧告についても、第二回審査で再度同内容の勧告がなされ、結果として人権状況の改善が継続的に求められる場合が多いことも明らかとなった。

他方、相互主義的観点から加盟国は自国の抱える人権問題に類似する問題については言及を控える傾向があり、また欧州諸国とその他の諸国との間で UPR への積極性に差異が生じていることが懸念された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 37 件)

坂元茂樹「国連人権理事会諮問委員会 - 『再検討』作業を前にして」国際人権第 21 号(2010 年) 108-112 頁

坂元茂樹「『条約の留保に関するガイドライン』についての一考察-人権条約の実施機関の履行をめぐる』山田中正大使傘寿記念『変革期の国際法委員会』(信山社、2011 年) 345-373 頁

岩沢雄司「自由権規約委員会の監視活動の展開」国際人権第 21 号 (2010 年) 95-99 頁

北村泰三「国際人権法上の国家の義務と被疑者、被告人の権利」芹田健太郎ほか編『講座国際人権法 3 国際人権法の国内的実施』(信山社、2011 年) 303-328 頁

阿部浩己「強制失踪なき世界へ-国際人権運動の光芒」研究紀要((財)世界人権問題研究センター) 第 15 号(2010 年) 1-28 頁

阿部浩己「権利義務の構造」松井亮輔、川島聡編『概説 障害者権利条約』(法律文化社、2010 年) 49-62 頁

徳川信治「国際人権基準からみた『ビラ配布の自由』」法の科学第 41 号 (2010 年)154-160 頁

徳川信治「国際人権法における住居についての権利」立命館法学第 333・334 号 (2011 年) 2376-2400 頁

安藤仁介"Human Rights Monitoring Institutions and Multiculturalism" in Hitoshi Nasu and Ben Saul (eds.) *Human Rights in Asia-Pacific Region: Toward Institution Building* (Routledge, 2011) pp.37-48.

坂元茂樹 "Challenges to a Human Rights Mechanism in the Asia-Pacific Region: The Experience of the Universal Periodic Review of the United Nations Human Rights Council" in Hitoshi Nasu and Ben Saul (eds.) *Human Rights in Asia-Pacific Region: Toward Institution Building* (Routledge, 2011) pp.49-63.

小畑郁「国連人権理事会における普遍的定期審査」芹田健太郎ほか編『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』(信山社、2011 年) 107-127 頁

前田直子「『保護される権利』 国際法上の個人の権利としての法的限界」世界法年報第 31 号(2012 年) 42-64 頁

前田直子「国際義務の『継続的侵害』概念 手続的義務にかかる時間的管轄についての一考察」京女法学第 1 号(2011 年) 201-226 頁

坂元茂樹「普遍的定期審査の理想と現実 相互審査の内実」芹田健太郎先生古希記念『普遍的国際社会への法の挑戦』(信山社、2013 年) 5-32 頁

薬師寺公夫「国際人権法から見た憲法規範の『限界』と可能性」法律時報第 84 巻 5 号(2012 年) 17-24 頁

小畑郁「重大・組織的な人権侵害とヨーロッパ人権条約制度 チェチェン紛争に対する対応を中心に」法律時報第 84 巻 8 号(2012 年) 60-65 頁

小畑郁「東アジアにおける地域的人権保障制度への展望 ヨーロッパにおける憲法秩序化過程の一解釈を通じた試論」法政論集(名古屋大学) 第 245 号(2012 年) 299-322 頁

小畑郁「入管法 2009 年改正と日本移民政策の『転換』 特集の趣旨説明に代えて」法律時報第 84 巻 12 号(2012 年) 4-9 頁

北村泰三「資料(意見書)『選挙権はく奪違法性確認訴訟に関する意見書』」中央ロー・ジャーナル第 9 巻 2 号(2012 年) 81-139 頁

北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代的変容(1) 効率性と人権原則との調和・両立を目指して」中央ロー・ジャーナル第 9 巻 4 号(2013 年) 3-42 頁

西井正弘「保健・衛生分野を巡る国際協力の歴史と現状」大阪女学院大学国際共生研究所通信第 6 号(2012 年) 1 頁

西井正弘「国連人権理事会の意義と限界
人権状況を改善できるか」書齋の窓
No.622(2013年)12-16頁
阿部浩己「外国人の受入れ 安全保障化と
人権保障の交錯」法律時報第84巻12号(2012
年)28-33頁
阿部浩己「多文化主義と越境する人間たち」
法学セミナー第57巻10号(2012年)2-5頁
前田直子「国際法4 再審請求手続と自由権規
約14条」平成23年度重要判例解説(有斐閣、
2012年)301-302頁
安藤仁介 "Preface" in Andrew Byrnes and Mika
Hayashi (eds.) *International Law in the New Age
of Globalization* (Nijhoff, 2013) xi-xv.
安藤仁介 "Reservation to the International
Covenant on Civil and Political Rights and the
Human Rights Committee" in Marten Breuer et
al. (eds.) *Der Staat im Recht: Festschrift für
Eckart Klein zum 70. Geburtstag* (Duncker &
Humblot, 2013) pp.977-984.
安藤仁介 "General Comments / Recommen-
-dations", *Max Plank Encyclopedia of Public
International Law* (オンライン)(2013年)
安藤仁介 "Permanent Court of Arbitration",
*Max Plank Encyclopedia of Public International
Law* (オンライン) (2013年)
安藤仁介 "Property Commission Established
pursuant to Art.15 Peace Treaty with Japan
(1951)", *Max Plank Encyclopedia of Public
International Law* (オンライン) (2013年)
坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の最近の活
動 『平和に対する権利宣言案』を中心に」
国際人権第24巻(2013年)118-125頁
阿部浩己 "International Law as Memorial Sites:
The 'Comfort Women' Lawsuits Revisited",
*Korean Journal of International and
Comparative Law*, vol.1 (2013) pp.166-187.
阿部浩己「戦場なき戦争法の時代」『戦争と
平和の法的構想』平和研究第41号(2013年)
1-20頁
阿部浩己「日韓請求権協定・仲裁への道
国際法の隘路を辿る」戦争責任研究第80号
(2013年)25-34頁
前田直子「犯罪人引渡における人権基準の発
展 ヴァイス対オーストリア事件(第2)(自
由権規約委員会、2012年10月24日)」京女
法学第4巻(2013年)69-82頁
北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人
引渡法制の現代的変容(2) 効率性と人権
原則との調和・両立を目指して」中央ロー
ジャーナル第10巻1号(2013年)63-117頁
西井正弘「(書評)『入門 人間の安全保障
恐怖と欠乏からの自由を求めて』(長 有紀枝
著)」大阪女学院大学国際共生研究所通信第7
巻(2013年)4頁

〔学会発表〕(計13件)

坂元茂樹「国連人権理事会諮問委員会-最近
の活動状況について」国際人権法学会、2010
年11月14日、明治大学

安藤仁介 "How Japanese fought against the
3.11 Disaster in the Eastern Region of Japan",
ライシャワー学術諮問会議、2011年8月18
日、スタンフォード大学
安藤仁介 "Human Rights and International
Law", アジア太平洋地域・国際法研修講義、
2011年11月16日~11月18日、韓国国際交
流協会
前田直子「『保護される権利』 国際法上
の個人の権利としての法的限界」世界法学
会、2011年5月14日、明治大学
坂元茂樹 "Tentative Outcome and Collaborative
Study and Future Obligation of Research",
Symposium on the Possibility and Effectiveness
of the Universal Periodic Review、2012年4月2
日、国連大学
坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の最近の活
動 平和に対する権利宣言を中心に」国際
人権法学会、2012年11月11日、慶應義塾大
学
小畑郁 "Towards a Pluralistic Conception of
Human Rights Protection: Kadi, ECJ and the
Never-ending 'Conundrum of High and Low
Standards'", Symposium on "Contextual
Approach to Human Rights and Democracy"
-Dialog between Europe、2013年2月18日~
19日、ストラスブール(フランス)
小畑郁 "Perspectives for Convergence of the
Concepts of Human Rights Protection in Europe
and Japan: A View from their Historical
Contexts", Symposium on "Contextual Approach
to Human Rights and Democracy" -Dialog
between Europe、2013年2月18日~19日、
ストラスブール(フランス)
小畑郁 "Universal Periodic Review: Its
Possibilities and Limits in Context", Symposium
on the Possibility and Effectiveness of the
Universal Periodic Review、2012年4月2日、
国連大学
薬師寺公夫 "UPR and Japan", Symposium on
the Possibility and Effectiveness of the Universal
Periodic Review、2012年4月2日、国連大学
阿部浩己「戦後日本の法と外国人の人権」国
際シンポジウム 戦後東アジアにおける知の
展開 (愛媛大学 JSPS 日韓共同プロジェク
ト)、2014年2月17日、愛媛大学
阿部浩己 "The Refugee Determination and the
'Complementary Protection' in Japan Revisited",
International Seminar on International Human
Rights Framework for Asylum Seekers and
Refugees、2013年10月5日、東京大学
阿部浩己「日韓請求権協定と日本軍『慰安婦』
問題」東北歴史財団主催国際学術会議 植
民地責任判決と韓日協定体制の再照明、招
待報告、2013年6月21日、ソウル(韓国)

〔図書〕(計8件)

Kyoto Human Rights Research Institute (ed.),
Proceedings of the International Study Meeting:

Possibilities and Limitations of the Universal Periodic Review (UPR) of the United Nations Human Rights Council (Kyoto Human Rights Research Institute, 2013)

安藤仁介『アイヌ・台湾・国際人権』(世界人権問題研究センター、2011年)1-145頁

薬師寺公夫、坂元茂樹ほか編『講座国際人権法 3 国際人権法の国内的実施』(信山社、2011年)

薬師寺公夫、坂元茂樹ほか編『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』(信山社、2011年)

薬師寺公夫、坂元茂樹ほか編『現代国際法思想と構造 I』(東信堂、2012年)

薬師寺公夫、坂元茂樹ほか編『現代国際法思想と構造 II』(東信堂、2012年)

坂元茂樹、薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』(2013年、信山社)

阿部浩己、初川満ほか編『緊急事態の法的コントロール 大地震を例として』(信山社、2013年)1-212頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

安藤 仁介 (ANDO NISUKE)

(公財)世界人権問題研究センター所長

研究者番号：20026777

(2)研究分担者

坂元 茂樹 (SAKAMOTO SHIGEKI)

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部部長

研究者番号：20117576

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI KIMIO)

(公財)世界人権問題研究センター客員研究員
研究者番号：50144613

岩沢 雄司 (IWASAWA YUJI)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：20114390

金 東勲 (KIM DONGFUN)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：20067911

西井 正弘 (NISHII MASAHIRO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：60025161

村上 正直 (MURAKAMI MASANAO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：70190890

小畑 郁 (OBATA KAORU)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：40194617

中井 伊都子 (NAKAI ITSUKO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：70280683

北村 泰三 (KITAMURA YASUZO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：30153133

徳川 信治 (TOKUGAWA SHINJI)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：60280682

阿部 浩己 (ABE KOKI)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：90222645

前田 直子 (MAEDA NAOKO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：80353514

三輪 敦子 (MIWA ATSUKO)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：90414119

(3)連携研究者

初川 満 (HATSUKAWA MITSURU)

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
研究者番号：70218494